

## 37 あさつき

### A 栽培管理カレンダー

月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月
旬	上	中	下	上	中	下	上	中	下	上	中
作型	ハウス							△—△			→
		→	■■■■■■■■■■■■■■■■■■								
	収穫										
除草剤 施用時期	ハウス							○(植付け後)			
	ハウス タネバエ							—(O) —			
	黄斑病・小菌核 腐敗病・さび病							—(O) —			発生初期から防除
	ネギアザミウマ							—(O) —			発生初期から防除

【凡例】 作型図 △植付、■■■■■収穫、▲その他栽培管理法等  
 主要病害虫発生時期図：—発生時期、○基幹防除時期、(O)臨機防除時期、▲発生状況調査等 (O内数字は成分数)  
 ○同時防除(同一薬剤で複数の病害虫を対象) (◆)条件付き防除

注)各作型の月旬は道央地帯を主としているので、道南、道東北地帯は前後する。

### B 主なクリーン農業技術の概要

#### (1) 土づくり

- 基盤整備
  - ・排水対策の実施
- 有機物の施用
  - ・たい肥 (4 t / 10a) 施用を基本とした土づくり
- その他
  - ・ハウスの亜酸化窒素ガス放出削減対策として、高温期の白マルチ使用、完熟たい肥を窒素施肥 1週間以上前に施用

#### (2) 施肥管理

- 土壤診断による施肥の適正化
  - ・土壤診断を行い、その結果を活用した「施肥対応」等による適正施肥
- 有機物の肥料評価による施肥の適正化
  - ・有機物由来窒素の評価による施肥窒素削減

#### (3) 雑草の防除

- ほ場周辺や、植え付けに合わせた整地等による除草
- 種草取りによる翌年の雑草発生量抑制

#### (4) 病害虫の防除

- 生物的防除
  - ・生物農薬 (バチルス・ズブチリス剤等) の導入

#### (5) 植物成長調整剤の使用

使用しない。

### C 栽培に当たっての留意事項

なし

### D 栽培に当たっての禁止事項

なし

## E 肥料及び化学肥料の使用基準

分類	慣行		使用基準					
	化学肥料施用量 (kg／10a)	総窒素施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥施用量 (上限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)	たい肥等施用量 (下限値、t/10a)	化学肥料施用量 (上限値、kg/10a)
ハウス	35.0	30.0	4.0	27.0	—	—	—	—

- 注1 たい肥1t当たり1.5kgの窒素換算量とする。ここでのたい肥とは、「牛ふん麦稈たい肥」、「牛ふん敷料たい肥」を指す。
- 注2 ふん尿割合の高いたい肥を利用する場合には1t当たりの窒素換算量を2kgとする。
- 注3 たい肥等施用量下限値は、たい肥に相当する有機物での対応も認めるものとする。
- 注4 たい肥施用量は輪作内での平均値も認める。

## F 化学合成農薬の使用基準

(単位：成分使用回数)

作型	慣行							使用基準										
	殺菌剤 (種子消毒)	殺虫剤	殺虫・殺菌剤	除草剤	植調剤	計	殺菌剤		殺虫剤		除草剤		植調剤		計			
							基幹 (種子消毒)	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	基幹	臨機	合計	
ハウス	1	(0)	1	3	1	0	6	0	(0)	1	0	2	1	0	0	1	3	4

- 注1 使用基準は剤別（殺菌剤・殺虫剤・除草剤・植物成長調整剤）及び基幹・臨機防除別に記載  
基幹防除：平均的な病害虫の発生状態を考慮した場合、ほぼ毎年行う必要がある防除  
臨機防除：突発的な病害虫の発生や、地域や品種により発生状態が異なる病害虫に対して行う防除
- 注2 種子消毒は殺菌剤の内数とする。
- 注3 生産集団の栽培基準における化学合成農薬の使用回数は、使用基準の合計回数を下回るものとする。
- 注4 使用基準における化学合成農薬の剤別の使用回数は、地域の栽培実態に合わせ変動して差し支えない。

## 【参考：作型（地域別）】

作型	道央地域						道南地域						道東・道北地域					
	は種期		植付期		収穫期		は種期		植付期		収穫期		は種期		植付期		収穫期	
	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終	始	終
ハウス	—	—	8/5	8/20	1/5	3/31	—	—	8/5	8/20	1/5	3/31	—	—	8/5	8/20	1/5	3/31

- 注1 道央地域：石狩、後志、空知、胆振、日高管内とする。  
道南地域：渡島、檜山管内とする。  
道東・道北地域：上川、留萌、十勝、網走、釧路、根室管内とする。
- 注2 作型は地域別の平均的な昨期を示したものであり、地域の栽培実態により当該期間が前後する場合がある。

## G 注釈

### ●土壤診断による施肥の適正化

窒素の分析は義務化しないが、的確な施肥を行うため実施に努める。